

特別会計設置条例の一部を改正する条例

特別会計設置条例（昭和三十九年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。

八 地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計

九 就農支援資金特別会計

第二条の表に次のように加える。

<p>地方独立行政法人山口県立病院 機構特別会計</p>	<p>負担金、貸付金の償還金及び利 子、県債並びに一般会計繰入金 並びにこれらに付随する諸収入</p>	<p>貸付金、県債の償還金及び利子並びに 一般会計繰出金並びにこれらに付随す る諸支出金</p>
<p>就農支援資金特別会計</p>	<p>就農支援資金貸付金及び農業改 良資金貸付金の償還金、県債並 びに一般会計繰入金並びにこれ らに付随する諸収入</p>	<p>就農支援資金貸付金、県債の償還金、 一般会計繰出金及びこれらに付随する 諸支出金</p>

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。